

騒音・振動規制対象施設一覧（○印はすべて対象 ×印は対象外）

施設名	騒音規制法		振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例				
	種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等	騒音		振動		
					種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等	
金属加工機械	圧延機械	1-イ	合計が 22.5kw 以上		×	1-イ	合計が 22.5kw 以上		×
	製管機械	1-ロ	○		×	1-ロ	○		×
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で 3.75kw 以上		×	1-ハ	ロール式で 3.75kw 以上		×
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く	1-イ	矯正プレスを除く	1-ニ	○	1-イ	○
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力 294 キロニュートン以上	1-ロ	○	1-ホ	呼び加圧能力 294 キロニュートン以上	1-ロ	○
	せん断機	1-ヘ	3.75kw 以上	1-ハ	1kw 以上	1-ヘ	3.75kw 以上	1-ハ	1kw 以上
	鍛造機	1-ト	○	1-ニ	○	1-ト	○	1-ニ	○
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	○	1-ホ	37.5kw 以上	1-チ	○	1-ホ	37.5kw 以上
	ブラスト	1-リ	タンブラスト以外で密閉式を除く		×	1-リ	○		×
	タンブラー	1-ヌ	○		×	1-ヌ	○		×
	切断機	1-ル	といしを用いるものに限る		×	1-カ	高速切断機に限る		×
	研磨機		×		×	1-ル	合計が 10kw 以上		×
	目立機		×		×	1-ヲ	原動機を用いるもの		×
平削盤		×		×	1-ワ	7.5kw 以上		×	
送風機（及び排風機）	2	7.5kw 以上		×	1 3	3.75kw 以上	1 3	3.75kw 以上	
圧縮機		空気圧縮機で 7.5kw 以上	2	7.5kw 以上	2	空気圧縮機で 3.75kw 以上	2	3.75kw 以上	
冷凍機		×		×		3.75kw 以上			3.75kw 以上
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機	3	7.5kw 以上	3	7.5kw 以上	3	3.75kw 以上	3	7.5kw 以上	
織機	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量 0.45 m ³ 以上		×	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量 0.45 m ³ 以上		×
	アスファルトプラント	5-ロ	混練重量 200kg 以上		×	5-ロ	混練重量 200kg 以上		×
	コンクリートブロックマシン		×	5	合計が 2.95kw 以上		×	5	合計が 2.95kw 以上
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		×		合計が 10kw 以上		×		合計が 10kw 以上
穀物用製粉機	6	ロール式で 7.5kw 以上		×	6	7.5kw 以上	1 1	7.5kw 以上	
木材加工機械	ドラムパーカー	7-イ	○	6-イ	○	7-イ	○	6-イ	○
	チップパー	7-ロ	2.25kw 以上	6-ロ	2.2kw 以上	7-ロ	2.25kw 以上	6-ロ	2.2kw 以上
	碎木機	7-ハ	○		×	7-ハ	○		×
	帯のご盤	7-ニ	製材用は 15kw 以上、木工用は 2.25kw 以上		×	7-ニ	製材用は 15kw 以上、木工用は 2.25kw 以上		×
	丸のご盤	7-ホ	製材用は 15kw 以上、木工用は 2.25kw 以上		×	7-ホ	製材用は 15kw 以上、木工用は 2.25kw 以上		×
	かんな盤	7-ヘ	2.25kw 以上		×	7-ヘ	2.25kw 以上		×
抄紙機	8	○		×	8	○		×	
印刷機械	9	原動機を用いるもの	7	2.2kw 以上	9	原動機を用いるもの	7	2.2kw 以上	
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		×	8	カレンダーロール機以外で 30kw 以上		×	8	カレンダーロール機以外で 30kw 以上	
合成樹脂用射出成形機	1 0	○	9	○	1 0	○	9	○	
鋳造型機	1 1	ジョルト式のもの	1 0	ジョルト式のもの	1 1	ジョルト式のもの	1 0	ジョルト式のもの	
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		×		×	1 2	最高出力 37.3kw 以上	1 2	最高出力 37.3kw 以上	
走行クレーン	門型走行クレーン		×		×	1 4-イ	7.5kw 以上		×
	天井走行クレーン		×		×	1 4-ロ	7.5kw 以上		×
洗びん機		×		×	1 5	合計が 7.5kw 以上		×	
真空ポンプ		×		×	1 6	7.5kw 以上		×	

（備考）届出書の添付書類について

	各届出書	施設一覧表 (数が多い場合)	連絡責任者名	騒音・振動の 防止の方法	規制対象施設の 配置図	工場・事業場の 平面図	周辺 100mの 見取図	遅延理由書 (期日遅れの場合)
設置の届出	○	△	○	○	○	○	○	△
使用の届出	○	△	○	○	○	○	○	△
施設の数等の変更	○	△	○	○	○	○	○	△
使用の方法の変更	○	△	○	×	○	○	○	△
防止の方法の変更	○	△	○	○	○	○	○	△
氏名等の変更	○	×	○	×	×	×	×	△
使用の全廃の届出	○	×	○	×	×	×	×	△
承継の届出	○	×	○	×	×	×	×	△

○：添付が必要である △：添付が必要な場合もある ×：添付の必要なし

☎騒音・振動に関するお問い合わせ先

小牧市役所 市民生活部 環境対策課 環境保全係

代表電話 0568-72-2101（内線136）

直通電話 0568-76-1136